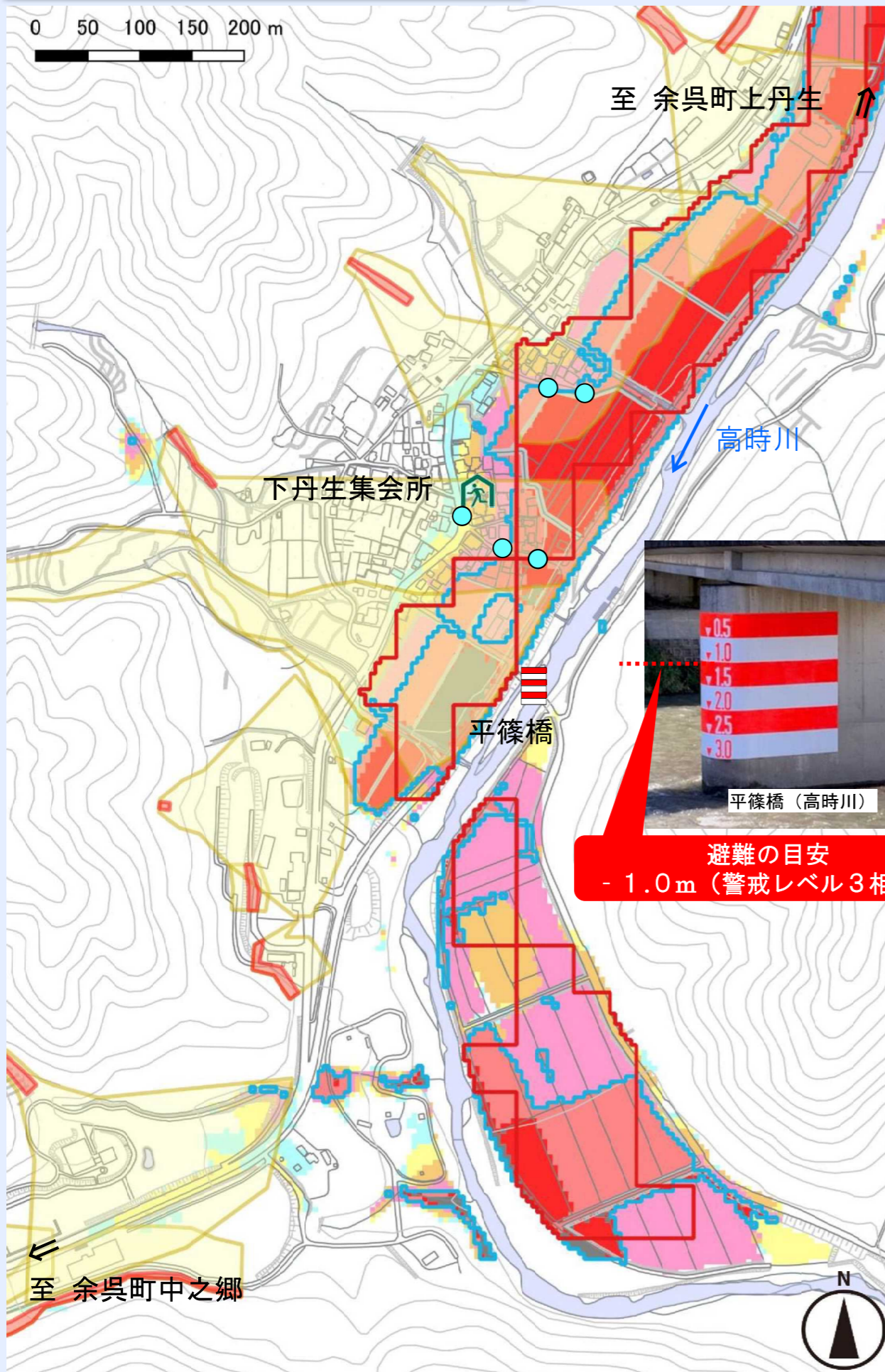


■災害リスクと避難のタイミング



【避難のタイミング】

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ① 高齢者等避難が発令された時 | 【警戒レベル3】 |
| ② 土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「赤色」になった時 | 【警戒レベル3相当】 |
| ③ 川合観測所の水位が2.8mに達したとき | 【警戒レベル3相当】 |
| ④ 平篠橋の簡易量水標の水位が-1.0mに達した時 | 【警戒レベル3相当】 |
| ⑤ 避難指示が発令されたとき | 【警戒レベル4】 |
| ⑥ 土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「紫色」になった時 | 【警戒レベル4相当】 |
| ⑦ 土砂災害警戒情報が発表された時 | 【警戒レベル4相当】 |
| ⑧ 川合観測所の水位が3.1mに達した時 | 【警戒レベル4相当】 |

- 避難のタイミングをもとに、一時集合場所「下丹生集会所」に集合した後、もしくは直接、避難場所「余呉小中学校」に行くことが第一。
- 家の周りが浸水し、逃げ遅れた場合には、自宅の2階など、より高く安全な場所に避難する。
- 『水平避難優先ゾーン』の中の方は、出来るだけ早い段階で、安全なルートを使って、安全な場所に避難する！



避難の目安
- 1.0m (警戒レベル3相当)

<p>凡例</p> <p>【地先の安全度マップ】 ~1/200 最大浸水深~</p> <ul style="list-style-type: none"> 50cm未満 50cm以上 1.0m未満 1.0m以上 2.0m未満 2.0m以上 3.0m未満 3.0m以上 4.0m未満 4.0m以上 5.0m未満 5.0m以上 <p>【土砂災害警戒区域等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 	<p>凡例</p> <p>【水平避難優先ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家屋流出範囲 3m以上の浸水想定区域 <p>【一時集合場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下丹生集会所 <p>【まるまち看板】</p> <ul style="list-style-type: none"> まるまち看板の設置位置 <p>【簡易量水標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易量水標の設置位置
--	---

【普段から「もしも」を考える】
普段の生活における水害・土砂災害についての意識向上を目的とし、「まるごとまちごとハザードマップ(まるまち看板)」を5箇所を設置しました。



B250xH250

想定浸水深

想定浸水深の高さ

B250xH600

想定浸水深
Flood Water Depth (Projected)

4.0m

200年に一度の大雨(時間最大131mm程度の雨)が降った場合に予想される浸水の深さです

一時避難所
下丹生集会所
Shelter for this area is Shimoyama Community Center

滋賀県・長浜市 R3.3

まるまち看板の設置状況

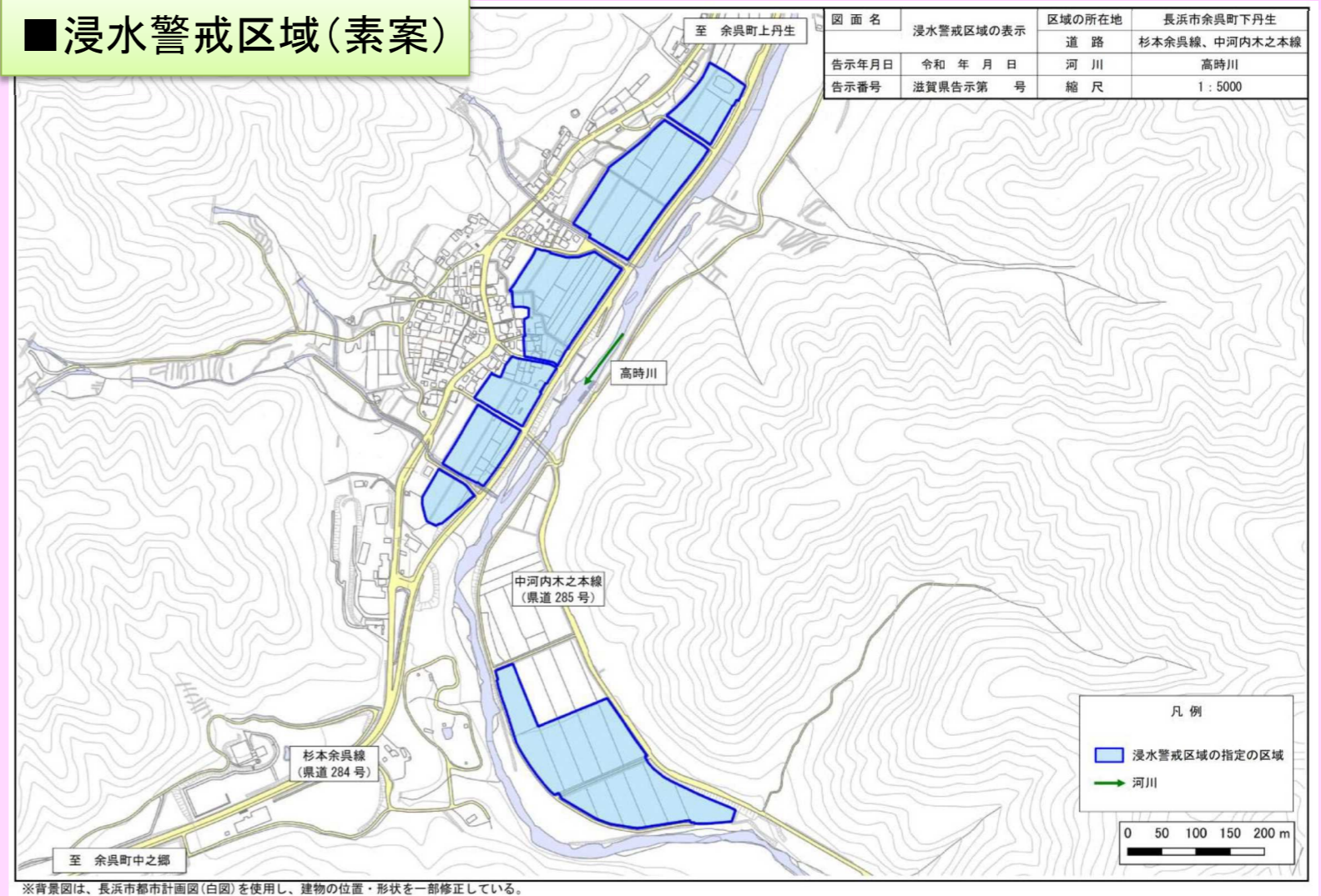
■浸水警戒区域制度

- ◆滋賀県では「地先の安全度マップ」で想定浸水深がおおよそ3m以上となる範囲を浸水警戒区域として順次指定しています。
- ◆指定された区域内で建物の新築・増築・改築をする時には、流域治水条例に基づき、水害時に逃げ場所のある安全な家であることの確認を受けてから、建築する必要があります。

■安全な避難空間の確保

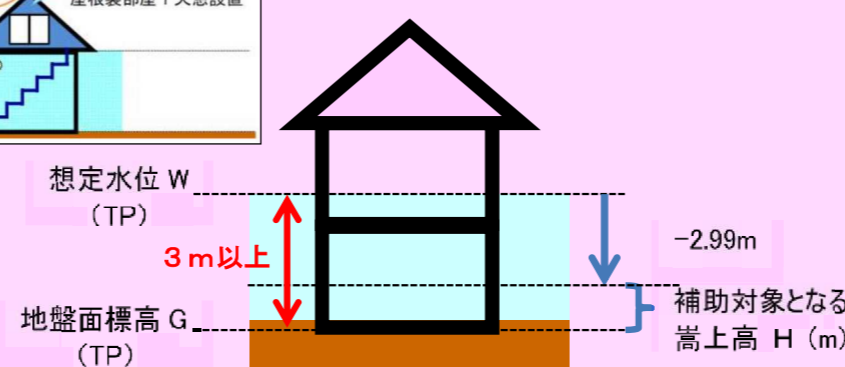
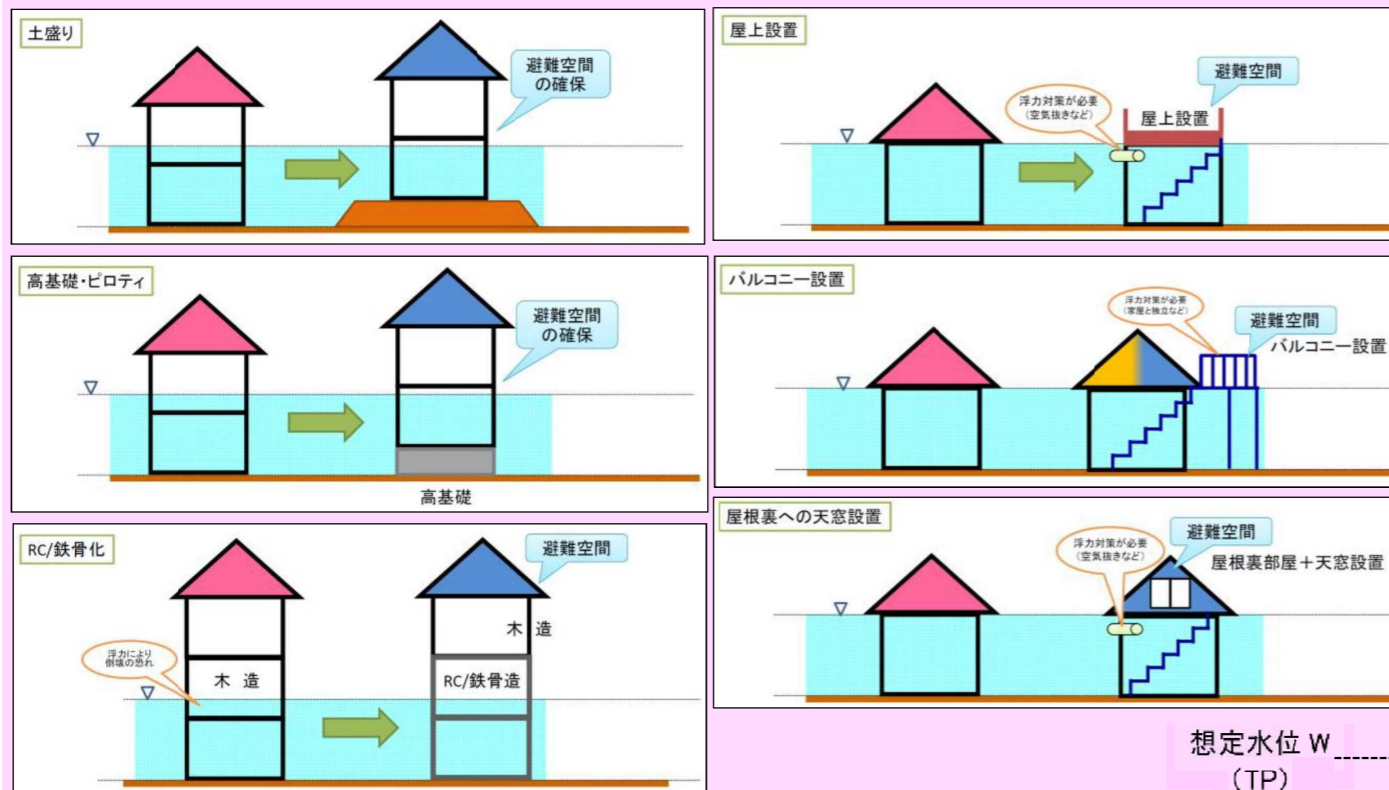
- ◆逃げ場所のある家とするには、以下に示すように盛土を施す、バルコニーを作る、基礎を高くするなどの方法があります。想定水位より下の部分は、浸水しても耐えられる丈夫さも求められます。
- ◆今すぐ行うことは難しいですが、住んでいる家の建替えなどに合わせて、2階床面の高さを「地先の安全度マップ」の想定水位より高くし、逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。

■浸水警戒区域(素案)



■宅地嵩上げ浸水対策促進事業

- ◆「浸水警戒区域」内の既存住宅で、安全な逃げ場所がない、もしくは浸水しても耐えられる丈夫さがないお宅には、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成します。



項目	算出式	金額
A. 補助上限額		4,000,000 円
B. 標準工事費	下記の条件により算出した標準工事費 × 1/2 ・工法: 土盛り工法 (なお、嵩上げのみを実施する場合は曳家を含む) ・面積: 補助する建築物の建物面積の2倍 ・高さ: 想定水位 - 2.99m - 地盤高標高	想定水位および既存建物面積により算定する額
C. 申請者の見積額	嵩上げ等に係る経費分 × 1/2	見積額 × 1/2
補助額		A,B,Cの最小値